

平成29年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成29年3月7日(火曜日)

議事日程 第1号

平成29年3月7日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 報告第 1号 平成28年度旧幸知小学校等解体撤去工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1号 猿ヶ京浄水場建設工事の請負契約締結について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 4号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 5号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 6号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 7号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第 8号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第 9号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第10号 みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 みなかみ町吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第12号 指定管理者の指定について(みなかみ町上毛高原駅前駐車場) |
| 日程第17 | 議案第13号 町道路線の廃止について |
| | 議案第14号 町道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第15号 平成28年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について |
| | 議案第16号 平成28年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |

- 議案第17号 平成28年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第18号 平成28年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第19号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第20号 平成29年度みなかみ町一般会計予算について
- 議案第21号 平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成29年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成29年度みなかみ町水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前9時 開会

議 長（林 喜美雄君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（林 喜美雄君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりましてご挨拶させていただきます。

啓蟄も過ぎ、春の芽吹きも待ち遠しい季節となっております。行政としては、年度末を迎え慌ただしい時期を迎えております。

暖冬だった昨シーズンと比べると5割ほど多い降雪量を記録しているようでございます。そしてまた、1回の降雪量が多く、出動回数も例年以上となっております。とは言いながら、みなかみ町の除雪体制は他の自治体と比べ充実しており、大きな混乱は生じていないところです。地域の安心安全が確保されていると感じているところであります。

さて、1月末に、元水上町長、前みなかみ町副町長の腰越孝夫様が急去されました。余りに突然だったため、ただただ驚いたところであります。元月夜野町長の小林雅男様、前みなかみ町長の鈴木和雄様と新町みなかみに尽力された皆様が相次いで亡くなられ、このことに強い惜別の感慨を覚えるとともに、町政の運営にお三方のお教を生かしながら、一層励まなければならないと思っております。

12月議会定例会以降、閉会中にも議員各位におかれましては、施策や交流の促進のため海外調査を含む県内外へ多くの派遣や出張により調査活動を行っていただき、また各常任委員会、特別委員会とも頻繁に開催され、施策の検討等をいただきました。熱心な議員活動に改めて敬意を表する次第であります。

2月11日には、台南市交流施設のオープニングセレモニーに参加してまいりました。当日は台南市の頼市長も駆けつけていただき、セレモニーに花を添えていただきました。台南市との交流も4年目を迎え、着実に成果を上げていると感じております。

日をあけず、教育委員の皆さんとタイ国バンコクを訪問してまいりました。毎年、夏休みに町内の中学生を同国へ派遣しておりますが、研修成果の確認と拡充のため、大使館、JICA、ジェトロなど在外政府機関を訪問するとともに、交流先でありますラジャハッ

ト附属中学校を訪ねました。それぞれの訪問先で、教育委員としての視点で今後の交流や研修について意見交換が行われ、大変よい機会でありました。今後の事業に反映していきたいと考えております。

議員からご提案いただきました町長と語る会を9月末から1月にかけて町内8会場、10回行い、延べ138名のご参加をいただきました。テーマを子育て支援とし、会場もこども園等にすることで、ふだん余りお話を伺うことのできない子育て世代のご参画をいただきました。早急に着手できるものについては新年度予算に反映しているものもごございますが、多くの検討課題もあります。今後どのように実施に移していくのか担当課で精査中ですので、今後、議会と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

また、町内の事業者からも意見交換をしたいというお話がありましたので、訪問という形をとらせていただき、町内19社の幹部と意見交換を行わせていただきました。町内各企業がそれぞれ個性と特性を生かしながら熱心に取り組んでいらっしゃる事が理解でき、大変有意義でありました。

さて、本日の議会定例会に提案いたします案件は、報告1件、条例10件、補正予算5件、予算6件、その他4件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

開 議

議 長（林 喜美雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（林 喜美雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

8 番 前 田 善 成 君

11番 山 田 庄 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（林 喜美雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月7日より3

月17日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林喜美雄君) ご異議なしとみとめます。

よって、本定例会の会期は、本日3月7日より3月17日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長(林喜美雄君) 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降の主な行事について報告申し上げます。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いをいたしまして、ご協力いただきましたことを申し添えます。

初めに、12月13日にノルンスキー場安全祈願祭に出席し、今シーズンの安全を祈願いたしました。

17日から20日まで、みなかみ町台湾友好親善協会主催の台南市交流視察に参加し、今後の台南市との友好親善を深めてまいりました。

21日、利根郡議長会臨時会が開催され、利根郡議長会会長の昭和村議会議長、高橋昇三氏の退任によりまして、新たに利根郡議長会会長に川場村議会議長の丸山敏雄氏が就任されました。また、副会長に片品村議会議長の星野千里氏が就任されました。

22日、インドネシア共和国政府代表者7名が来庁し、意見交換及びたくみの里の視察に同行いたしました。

年が明け1月6日、平成29年群馬県議会新年交流会に参加し、その後、利根沼田農業協同組合新年祝賀会に参加いたしました。

16日、みなかみ町婦人会新年会に参加。その後、利根地方開発協会理事会及び広域圏議員協議会に出席、その後、利根郡町村会議長会、沼田市長共催による新年懇話会に参加いたしました。

17日は、群馬県町村トップセミナーが群馬県町村会館で開催され、時事通信社特別解説委員の田崎史郎氏による「揺れ動く内外情勢とこれからの政治経済」と題した講演が行われ、出席いたしました。

18日から21日まで、産業観光常任委員会によるJICAの草の根技術協力による住民参加型の地域振興計画事業の検討のためのインドネシア共和国に現地視察、研修を行いました。

23日には、千葉県千葉市と高原千葉村についての今後の協議のため、まちづくり振興特別委員長とともに町長に同行いたしました。

24日、総務文教常任委員会による視察を行い、川場村、渋川市の防災無線先進地事例を研修し、新たなみなかみ町の防災無線事業の参考にいたしました。

28日は、体育協会新年会に参加。

30日、商工会新年会に参加。

2月6日、観光協会情報交換会に参加。

7日、東京都三宅村中学校の2年生12名が体験実習を兼ねてみなかみ町に5日間の日程で来町しました。7日の受け入れ式に参加し、激励をいたしました。

13日、郡定例議長会、広域圏議員協議会、利根沼田学校組合議員協議会が行われ、出席いたしました。

16、17日の2日間、草津町において片品村、みなかみ町、草津町の3町村の議長、副議長、各常任委員長等の出席により、ウインタースポーツ議員連絡会の立ち上げと、今後のウインタースポーツの推進についての話し合い、協議をいたしました。

21日、群馬県町村議長会総会に出席、町村議会議長会より自治功労賞10年表彰がありました。私と原澤良輝君、阿部賢一君、林一彦君、山田庄一君がそれぞれ表彰され、代表で私が代表受章してまいりました。

また、群馬県議長会監事の川場村議会議長の丸山敏雄氏が理事就任により監事を退任しましたので、監事の補欠選任がありまして、片品村の星野千里議長が承認されました。また、平成29年度一般会計予算、歳入歳出の総額1,197万4,000円が承認されました。

24日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会及び利根沼田学校組合議会定例会に出席。

3月1日、利根商業高等学校卒業式に出席いたしました。

その他の日程については、議会事務局で閲覧くださいますようお願いいたします。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（林 喜美雄君） 日程第4、閉会中の継続審査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長林一彦君。

（総務文教常任委員長 林 一彦君登壇）

総務文教常任委員長（林 一彦君） 総務常任委員長林でございます。

これより、閉会中に行われました総務文教常任委員会の行政視察研修についてご報告申し上げます。

平成29年1月24日火曜日、午後12時30分から県内の川場村と渋川市において防災行政無線整備についての視察研修を行いました。

参加者は総務文教常任委員会委員、総務課危機管理室消防防災グループよりGLを始めとする2名による総勢8名でございました。

まず川場村では、外山京太郎村長、丸山議会議長、総務課長、総務課係長の計4名が対応をしていただきました。

川場村が防災行政無線整備に至った経緯につきましては、昭和58年10月に防災行政無線アナログを導入してから30年が経過し、修理部品の製造中止から修理もままならない状態となりまして、平成25年度に更新を検討いたしました。MCA無線や防災ラジオなどさまざまな手段を検討いたしましたが、既存の設備が防災行政無線であること、利根沼田広域消防との連動、メール配信との連動等を総合的に判断した結果、防災行政無線のデジタル化に決定したとの説明でございました。

整備までのタイムスケジュールにつきましては3年間でございまして、平成25年度が情報手段の調査検討、26年度、基本設計及び実施設計調査業務の実施、27年度、整備建設工事の実施でございます。

防災行政無線デジタルの構築費用といたしましては、事業費とランニングコストの説明がございまして、事業費といたしまして、基本設計及び実施設計調査業務費、設備建設工事費、設計監理業務費を合わせて合計で2億1,827万8,800円。起債がほとんどでございまして、95%以上ですけれども2億1,370万、一般財源が457万8,800円でございます。

ランニングコストにつきましては、保守業務委託料、屋外拡声子局電気代、屋外拡声子局用地借り上げ代、メール配信自動連係機能、電波利用料を合わせて277万4,700円ということでございます。

防災行政無線を活用してみても苦情等がございますが、戸別受信機の受信状況が余りよくないということございまして、その苦情があった場合に対しましてダイポールアンテナを設置するなど対応しているとのことでした。

その後、防災行政無線室を見学させていただきました。

その後の質疑応答についての説明をさせていただきますが、無線室には常時担当職員がいるのか、夜間対応はどうしているのかの質問に対しまして、放送時のみの対応、音声合成になってから対応職員も負担が軽くなったようである。

質問といたしまして、操作できる職員は何人いるのかにつきまして、各課管理職員以外には対応が可能だということでございます。

戸別受信機の希望世帯とはどういう方かの質問に対しまして、アナログのときから家にあった戸別受信機の方については申請での対応をした。各戸1世帯には無料配布で、2台目からは半額負担。中にはいらぬという世帯もあったということございまして、戸別受信機は4万円、修理代においては負担をお願いしているとのことでした。

戸別受信は再生できるのかの質問に対しまして、自動録音しているので再生でき、聞き逃しがないということでした。

防災以外への使用方法はにつきまして、防犯に関しては警察からの依頼情報のみ対応で、朝、昼、晩はチャイムのみということございました。

運用していて不都合がないかの質問に対しまして、システムの不具合に対してメール配信などのインターネット業者、電気会社等3者が対応しなければならないので、解決に時

間がかかるとのことでした。

以上が川場村でございます。

次に渋川市について報告いたします。

総務部長、総務部防災安全課長、係長、防災係2名、計5名が対応していただきまして、防災行政無線整備に至った経緯につきましては、平成18年2月の1市5町村、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の合併時は市町村ごとに整備されていたシステム等で運用していましたが、本庁からの一斉放送ができないため、防災行政無線の統合整備をするため平成22年度に検討委員会を設置し、約2年間の検討を重ねたそうでございます。

5メガヘルツ帯のデジタル無線LAN、60メガヘルツ同報系行政無線について検討いたしました。5メガヘルツ帯は戸別受信機を中心に屋外拡声子局と併用するシステムであり導入自治体が少なく、多くの無線中継局が必要なことから60メガヘルツ帯同報系行政無線の導入を決定したそうでございます。

また、移動系につきましても、260メガヘルツ帯移動系行政無線またはMCA無線の導入について検討いたしました。MCAは陸上移動中継局を利用するサービスエリアに限界があることなどで、全域をカバーできる260メガヘルツ帯の導入を決定したそうあります。

整備までのタイムスケジュールにつきましては、川場村さんと同じでございまして3年間でございました。平成24年度は同報系、移動系設備建設工事、これは渋川地区、北橋地区のみでございます。25年につきまして同じく同報系、移動系設備建設工事、これで残りの全地区でございます。次の年の26年度につきましては、同報系、移動系設備建設工事ということで、同報系、移動系防災行政無線運用開始、全システムが稼働したのが26年度だそうでございます。

防災行政無線デジタルの構築費用につきましては、先ほどと同じとおり事業費とランニングコストについて説明させていただきますが、実施設計業務費、設備建設工事費、設計監理業務費合わせて9億8,884万8,000円でございます。起債につきましては約9割でございまして、8億8,220円、一般財源は約1割ございまして1億664万8,000円でございます。

ランニングコストにつきましては、保守業務委託料、それから屋外拡声子局電気代、屋外拡声子局用地借り上げ料、電波利用料、遠隔通信料等を含めまして合計でランニングコストにつきましては1,725万円でございます。

防災行政無線を稼働してみたの苦情等でございますが、声が途切れ途切れで何を言っているのかわからない、雑音がうるさい、声が小さい、何の音もしない等々、放送するたびに必ず二、三件の苦情が来ていたそうであります。苦情対応いたしまして、防災無線が聞こえない場合には自動応答サービスがあることの周知、火災情報については高崎指令本部での音声サービスがあるとの周知、渋川市登録メールサービスの登録の協力をお願いしている等のことでした。

その後、防災行政無線室を見学させていただきまして、その後の質疑応答では、渋川市

は伊香保という観光地を抱えているということで、観光地に対しての防災無線の配慮をどうしているのか、それについて苦情はあるのかとの問いに対しまして、火災時にはサイレンを鳴らす。イベント絡みに関してチャイム音を放送せずイベントに合わせた対応をし、観光客に対応しているとのことでありました。

防災行政無線庁内検討委員会のメンバーには消防署職員等が入っていないのかに対しまして、課長級が委員であり、外部委員はいない。委員会には消防職員が入っていないとの答弁でございました。

戸別受信機の値段はに対しまして、1台5万円であり、文字対応受信機は1台31万円であると。販売はしていない、全て貸与で対応している。現在、戸別受信機は公共施設を含め504個設置、文字対応受信機は17個設置されている。3年計画で難聴地域すべてに配備を終了したということでございます。

小野上地区は合併前に戸別受信機が導入されていたが、これを取りやめ屋外放送の変更にあたっての意見はあったのかにつきましては、多くの意見をいただいた。運用していく中でなれていったと思われる。市登録メール対応と音声自動応答サービスで理解をお願いしていると。町のメール登録件数は現在、8,756件でございまして、全体の1割ということで、現在、登録促進に努力している最中であるとの答弁でございました。

以上が渋川市の報告でございました。

まとめといたしまして、川場村はアナログ防災行政無線の利用停止に備えて既存の防災無線をデジタル化、戸別受信機を各戸配布し3年間で整備を終了している。渋川市でも1市5町村の合併当初より基本計画を作成した、さまざまな防災無線方式をどのように統一するかを検討し、3年間で整備を完了した。

本町、みなかみ町といたしましても、旧3町村の特性や現在までの設備等、また構築、維持管理などの経費などを踏まえ検討していく必要がある。

以上を申し上げまして、総務常任委員会の議会閉会中の活動報告とさせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 以上で総務文教常任委員会委員長林一彦君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光常任委員会委員長前田善成君。

（産業観光常任委員長 前田善成君登壇）

産業観光常任委員長（前田善成君） 産業観光常任委員長前田善成。

休会中に当委員会に付託されたJICAの草の根技術協力事業のカウンターパート（対等な相手）の候補であるインドネシア共和国チアンジュール県チパナス地区へ行政視察を行ったその経過と結果についてご報告させていただきます。

まず、JICAの草の根事業について説明いたします。この事業は日本政府のODA事業の一環であり、自治体、大学、NGOがこれまで養ってきた経験や技術を生かし企画した、途上国への協力活動をJICAが事業委託し、住民レベルで直接国のかわりに必要な支援を行うことが目的の事業です。この事業は、地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型の3種類があり、委託期間は3年から5年、金額は1,000万から1億であり、委託できる団体も異なります。

みなかみ町は、地方自治体向けの地域提案型3年5,000万の応募をするために、当

委員会で9月からJICA東京事務所の担当課長と職員の方を講師に迎え、事業応募に必要な条件や先行事例の勉強を本格的に始めました。

この事業の特徴は、講師が技術協力をする町民であり、派遣する際の渡航費、滞在費はもちろん休業補償を行えるため、派遣者に金銭的な負担が少ない点です。また、委託事業の達成ができるまで事業年度を2回、最高6年延長でき、委託金もいただけます。

昨年5月より、この事業を行うためJICA群馬事務所に相談に行き、6月に草の根事業の先行事例があるベトナムの道の駅を生かした事業をもとに提案をされました。この事業は、事業の知見に加え、相手国の自治体と強力なパートナーシップを築くことがより重要な採択ポイントになります。そこで、みなかみ町から企業進出があり、自治体とパートナーシップがとりやすいベトナム国で、先例事例を参考に、たくみの里の知見を生かした事業計画の検討に入りました。

その後、ベトナムでは農村地区に道の駅的なシステムが各地域に浸透を始めたことや、農業支援のODAを行う再支援国に政府がインドネシア共和国を挙げていることから、JICA東京事務所より支援国の選定の変更を提案されました。

それらの状況を踏まえ、パートナーとなる国の選定を含め、詳細な事業計画の作成のため会議を行い、カウンターパートの選定や計画の推進のため、JICA東京事務所に相談に伺いました。

JICA東京事務所には私と中島委員長、林議長、総合政策課長、職員の方で伺い、JICA本部でインドネシア共和国で行っているODA事業の内容説明や国内事情の説明を責任者や委託事業者の方に行っていただき、インドネシア共和国の産業、経済状況やニーズの把握に加え、みなかみ町のメリットなどの意見を交換させていただきました。そこで、JICAのODA事業とみなかみ町の提案を連携させた事業を提案され、さらに首都圏から近い観光地のみなかみ町の特徴と類似しているチアンジュール県チパナス地区をカウンターパート候補として推薦されました。そこで、自治体連携についてはJICAインドネシア事務所が仲介や紹介の協力をしてくれるとのことをお話をもらいました。

これらの協議内容を委員会で報告し、協議の結果、インドネシア共和国でたくみの里の知見を生かした行政と住民参加による地域振興計画を申請する決定をしました。

みなかみ町の事業を行うメリットは、たくみの里などで地域づくりを担ってきた世代が高齢化、引退し、現世代はその体験談しか知らない中、事業を行うことで創成期同様な体験ができ、そのシステム構築とノウハウの再現が記録できること。またイスラム文化圏の人々との交流が長期となり、本当のニーズや需要の掘り起こしができ、インドネシア共和国にみなかみ町のファンをつくれ、観光業に必要な生きたデータの収集になり、息の長い集客で訪町客の増加になること。平均年齢28歳の成長国との良好な技術交流は、みなかみ町の全ての業種、企業の新しい商売相手となり、安全な海外進出、創生事業を促すことだけでなく、研修者の受け入れを発展すると就労問題や後継者問題の解決になることなどが上げられます。

委託事業の実現を優位にするため、インドネシア共和国との事前交渉を進める方針で協議し、訪問の日程や通訳などの手配をして新年度の申請に備えていました。しかし、突然

草の根協力事業の公募が11月に行われるとの連絡を受け、申請などの時間的な問題があるなどの議論、検討を行った結果、この公募に挑戦することになり、申請を行いました。そして、インドネシア共和国でJICA事業を正確に町民に説明すること、申請を優位にすることを目的に、現地の調査研究を行おうとインドネシア共和国に当委員会、議長、議会事務局、総合政策課の11人で向かうことで決定しました。

調査前の12月に、JICA事務所の紹介でインドネシア共和国の政府の主要な省庁の村落省のアンワウ副大臣、日本でいう事務次官の方、職員、領事館職員の方がみなかみ町を訪れたくみの里を視察し、その際、1月の日程、訪問先と事業内容を説明し、カウンターパートの地区の選定や協力、援助の約束をしてもらいました。

視察団は1月18日朝4時に役場を出発し、羽田発11時45分の飛行機で、午後5時45分にインドネシア共和国ジャカルタスカルノハッタ空港に到着し、バスでジャカルタ市内のホテルに向かいました。

翌1月19日に、JICA委託事業の経験や留学生を抱え、みなかみ町の事業計画の協力者で東京農工大学及川助教も視察団に加わり、午前7時30分、チアンジュール県の有名な温泉地で観光地のチパナス地区にある県庁に向かいました。チパナス地区に向かうとき、バラックづくりの簡易な建物が沿道に並び、それらは多くの観光客の休息場として商売を行っていました。

予定より1時間ほど早く着いたため、チパナスの市場を散策しました。チパナス市場は立派な建物や買い物客が多く、同様な商品を扱う店が並び、その光景は戦後の日本の闇市を想像させる今日の日本にはない光景で、活気と生に対する食欲さを感じる市場でした。この散策では、インドネシア共和国の人々の生活感や経済状況をかいま見ることができました。

午後1時、県庁に向かいました。そこでみなかみ町に視察に来た村落省の職員の方が前泊し、チアンジュール県の職員の方と打ち合わせをしてきていました。チアンジュール県ではムチャファーラー副県長や幹部の方たちに迎えられ、副県長より、グリーンツーリズムと香り米と観光で地域の魅力をアピールしたいので、みなかみのくみの里との事業に期待しているとの挨拶がありました。その後、林議長がみなかみ町の紹介と挨拶を行い、県の観光課長がスライドを使い、チアンジュール県は354の村があり、人口225万人で、チパナスで2030年までにアクロポリタン政策を展開し、米、ニンジン、ブロッコリーを中心に、漁業もコイ、金魚の産業改革を進めていき、その野菜や家畜のふんや加工した堆肥の販売を行っていきたいとの説明がありました。

チアンジュール県を、国は自然環境や豊かなラフティングなどで有名な地域であり、山岳、滝のすばらしい景観がある地域の特徴を利用しグリーンツーリズムのメッカにするとともに、自然のストーンを活用した地域ブランドデザインを行い、地域の寺院などを含めて観光地とPRしていくことを発表しているとも説明してくれました。その後、田村参与が今回の委託事業の説明を行いました。

会議の後、村落省、県の職員とみなかみ町の視察団は、今回の事業を行う候補地のアグリポリタン地域に向かいました。道路は大変細く舗装も壊れていましたが、他の農業支援

地域も似たような状況だということでした。

視察地域には、日本でいう農業大学の研修所があり、補助金で建設した研修施設がありました。宿泊料をとれるような施設には思えませんし、まちから距離3キロでしたが、1時間も移動にかかりました。ですが、その区長さんや地域の方は大変親日で、日本で農業実習をしてここで農業をしている方もいて、視察メンバーに名物の鳥料理をごちそうしてくれました。その上、この地域ではインドネシアの日本料理の専門店に出す野菜を栽培しているとのことでした。

アグリポリタン地域の視察を終え、チパナスにあるホテルに帰りました。

インドネシア共和国滞在の最終日の1月20日は、チパナスのホテルを朝8時に出発し、ジャカルタにあるインドネシア共和国村落省、JICAのインドネシア事務所に向かいました。当初予定では村落省に向かった後、JICAインドネシア事務所に向かう予定でしたが、前日、村落省から夕食会の申し出があったので予定を入れかえ、JICA事務所に向かう予定を変更してもらいたいとの意見を申しましたが、交通事情などを考慮し、JICAの職員の方が村落省の意見交換会に参加してくれることになりました。

村落省の方たちと意見交換の会談のため、省庁に向かいました。村落省では多くの職員の方に迎えていただき、アンワ副大臣が省庁の幹部の方15人を意見交換会に出席していただき、副大臣がスライドを使いインドネシア共和国の国の産業や経済、国民の特徴や農村部の細かいデータの説明を行っていただきました。

その中で、村落省は48万の市町村に約400万の予算を直接支援していること、ほとんどの町村が災害に弱く、経済発展できていないので、経済発展を促すため国としても施策を行っていききたいと説明してくれました。みなかみ町のたくみの視察で聞いた農村の地域の経済発展の施策に非常に興味を持ち、その結果に感心したので参考にしていきたいとの説明もしてくれました。

その後、みなかみ町の紹介とたくみの里の農家の平均年収、最高年収などを紹介し、農村の経済発展の可能性や創成期の経緯、当時の思い、今回の視察の意味を説明し、メンバーの紹介をしました。その後、質疑応答で細かい施策について相互で意見交換しました。

その中で、副大臣は、今回紹介されたチアンジュール県のアクロポリタン地域で問題があれば、村落省が責任を持ち納得できる地域の紹介やマッチングのために全面的に協力することを確約してくれました。それと、副大臣も日本の大学を卒業していますが、幹部の半数の方が日本の大学を卒業しているので、とても親日であると語りました。

村落省の方たちとの会食は副大臣の都合でなくなりましたが、夕食会にはJICAのインドネシア事務所の斉藤次長とニシカワ企画調査員に参加してもらい、草の根協力事業がODA事業よりJICAにとり細部の支援が可能な重要なプログラムで、予算も増加の方向だと説明してもらいました。

さらに、インドネシア共和国と日本の両自治体の間で連携や交流などのソフト面が盛んになれば、JICAにある大型事業プロジェクトプログラムで建物、インフラの整備もODA事業として可能で、それらには力をかすとの約束もしていただきました。

この後、午後11時45分の飛行機でインドネシア共和国から日本に帰国し、羽田空港

に午前8時50分に到着、町のバスで午後2時半にみなかみ町の駅前パーキングに到着しました。

以上を持ちまして、当委員会で行われた1月18日から21日の4日間、インドネシア共和国ジャワ州チアンジュール県へのJICA事業のカウンターパート候補の調査視察研修の委員長報告とさせていただきます。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 以上で産業観光常任委員会委員長前田善成君の委員長報告を終わります。

以上をもって閉会中の継続審査、調査に関する委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（林 喜美雄君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

〔巻末 参考資料〕

議長（林 喜美雄君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第6 報告第1号 平成28年度旧幸知小学校等解体撤去工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（林 喜美雄君） 日程第6、報告第1号、平成28年度旧幸知小学校等解体撤去工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 報告第1号、平成28年度旧幸知小学校等解体撤去工事請負変更契約専決処分についてご報告申し上げます。

平成28年6月議会での議決を得まして、旧幸知小学校等の解体撤去工事を施工してきたところであります。

当初契約金額1億584万円を、設計変更により176万400円増額し、請負金額を1億760万400円として変更契約するものであります。

変更理由としましては、当初設計に計上されていなかった地下のオイルタンク、浄化槽といった埋設構造物があり、解体撤去の必要が生じたことから増額となったものでありま

す。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年12月12日に専決処分をしたところであります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 以上で報告第1号、平成28年度旧幸知小学校等解体撤去工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第7 議案第1号 猿ヶ京浄水場建設工事の請負契約締結について

議長（林 喜美雄君） 日程第7、議案第1号、猿ヶ京浄水場建設工事の請負契約締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京浄水場建設工事につきましては、平成28年度から平成30年度までの継続費として事業を進めております。平成29年2月28日に公募型プロポーザル方式により選考を行い、群馬県前橋古市町118番地、株式会社ヤマト、代表取締役社長執行役員、町田豊を優先交渉先として交渉を行った結果、6億1,344万円で交渉が調いましたので、同社を契約の相手方として建設工事請負契約の締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

16番小野章一君。

16番（小野章一君） 議案第1号、猿ヶ京の浄水場の工事請負契約であります。

この件に関しましては大型契約ということでもありますけれども、今、議会の流れの中で、ここに一応締結ということでは提案がされました。議会の流れの中でと申しますのは、委員会の付託案件で、これが厚生委員会に付託をされるということがあるわけがございます。ここで議決をされるということは決定であります。についてお伺いするんですけれども、委員会付託ということはどういうことを意味をなすのかお伺いいたします。

議長（林 喜美雄君） それでは、私のほうから。こっちに対する質問ですね。

金額も大きい点もありますし、それから種々の問題もあろうかということで、議運にもお諮りしまして、委員会に付託をして詳細について審査をしていただくということに決定をしたところでございます。

それから、公募型のプロポーザル方式という手法等も取り入れているので、その辺の説明もいただきながら委員会に付託ということで議運のほうで決定をしているところでございます。

小野章一君。

16番(小野章一君) 本来でありますとここで採決をするのかなということがありますので質問をさせていただきます。については、こういった契約は、契約相手方を優先としながらもあるわけでございます。そんな中で、委員会での結論ということの中が、今後、議会の採決に至るわけですが、そこでこういったことがなされるのかなということがちょっと心配な面がございますけれども、当然、付託をされた委員会で中について調査をして判断を下すものというふうに思っておりますけれども、ちょっと今までとは違っているのかなということでお伺いしました。

以上です。

議長(林喜美雄君) ほかにありませんか。

13番原澤良輝君。

13番(原澤良輝君) プロポーザルに2社が応募されたというふうに聞きました。2社の出された金額と、それからプロポーザルですのでその特徴みたいなものの概略がわかれば教えてください。

議長(林喜美雄君) 生活水道課長。

(生活水道課長 高橋孝一君登壇)

生活水道課長(高橋孝一君) 答えいたします。

今回、プロポーザル随意契約なので、価格は上限価格と公表させていただいております。価格については7億6,680万円で公表しております。

今回、2社応募がありました。1社は株式会社ヤマトが6億1,344万円、大成建設株式会社が7億6,572万円ございました。

以上でございます。

議長(林喜美雄君) ほかにありませんか。

原澤良輝君。

13番(原澤良輝君) 金額と、それから提案された特徴の概略ということで、2社の概略を説明してください。

議長(林喜美雄君) 生活水道課長。

(生活水道課長 高橋孝一君登壇)

生活水道課長(高橋孝一君) 答えいたします。

2社とも膜ろ過方式で、膜の種類が違います。大成建設のほうは浸漬膜という膜を採用してきました。ヤマト建設はMFのPVDF使用という膜でございます。この辺の違いがあります。

議長(林喜美雄君) ほかにありませんか。

3番鈴木初夫君。

3番(鈴木初夫君) この猿ヶ京浄水場の請負契約は、2月28日の全協で説明があったわけなんですけれども、3年間、7億1,000万円ということだったのですか、今回6億1,344万円ですか、これで契約するということですが、この関係で、これ以上の事業費はかからないのか。

また、平成27年度に上毛高原のトンネル湧水を大峰山を越えて猿ヶ京地域に持っていくという話と、その次の年、28年にまた上毛高原のトンネル湧水を師田方面へ給水するんだというようなお話を課長のほうから聞いたわけなんですけれども、この2つの話はこれで消えたということで理解してよろしいでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

現在、猿ヶ京のほうの計画なんですけれども、旧猿ヶ京簡易水道、旧東部簡易水道、この辺を統合しまして猿ヶ京浄水場に、1個の浄水場で計画しております。

今、鈴木議員の質問にあった将来的の計画なんですけれども、その計画についてはみなかみ町全体を管網を整備するということは消えていません。ただ、現段階では考えていません。

（「まだもう一つ」の声あり）

生活水道課長（高橋孝一君） すみません、先ほどの6億1,344万円、これ以上かからないかという。基本的にはこの浄水場に関する工事の中ではかからないことになっております。ただ、附帯工事でフェンスとか解体工事、この辺は単費でかかりますので、これはかかります。

以上です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

8番前田善成君。

8番（前田善成君） 今、プロポーザル方式で審査したということなので、そのプロポーザル方式だと恐らくそれを審査するコンサルタント的な人だとか助言する人が出てくると思います。その審査の方法と、また、あと今までのこの浄水場施設が、プロポーザル方式にしなければいけないほど今の浄水場の施設とどのように違うのかについて説明していただきたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

まず最初に、プロポーザルにした経緯なんですけれども、今回、猿ヶ京浄水場の建設工事は、高濁度等に対応した膜ろ過施設を設置するために高度な技術、または専門的な知識を必要とすることから、さまざまなノウハウを持った業者を公募し提案させ、建設費用とともに発想、課題解決法、取り組み体制に関する事項を総合的に審査し、町にとって最も有利なものを採用することを目的といたしました。

実施要領の中に、7条に審査基準というのがありますので、その点につきましては、やはり高度な知識がないと審査できないものですから、指名競争入札にして日水コンという設計担当業務のところに支援業務委託を出して、そこに評価をしていただいております。

評価の観点といたしましては、技術の評価と要するに価格の評価を足した総合点で評価させていただきます。

以上です。

(「課長、あと今までの施設との違い」の声あり)

生活水道課長(高橋孝一君) すみません。

猿ヶ京の浄水場は今は急速ろ過機で対応しておりますが、ここ数年来の濁度とかいうのにちょっと不安なものがありますので、その辺を解消したいということで膜ろ過の方式をとって、人員も削減されておりますので、全自動で無人の運転ということで膜ろ過方式を採用させていただきました。

議長(林喜美雄君) 8番前田善成君。

8番(前田善成君) 説明をいただいた中で、膜の方の種類が大成さんとヤマトさんのほうでちょっと違うと思うんです。その種類のいい点、悪い点を説明していただくことと、あと一番最初にこの猿ヶ京の浄水場の濁度の問題が出たときに、膜ろ過だと対応できないようなお話も聞いた覚えがあるんですが、それについては解決したかどうかについてお答え願いたいと思います。

議長(林喜美雄君) 生活水道課長。

(生活水道課長 高橋孝一君登壇)

生活水道課長(高橋孝一君) お答えいたします。

膜の対応なんですけれども、大成建設の浸透平膜、これは高濁度対応仕様ということで、高濁度に対応ができるというような方式でございます。今、提案されたのが限度が1,000度で、これが4日間対応できますということです。ヤマトさんのほうの膜も1,000度までは出ていますけれども、1,000度が半日ですから12時間の対応ということで、その点ちょっと違うと思います。

両方リスクというのは考えられるのは、今回の提案の中には前処理はありません。前処理なしでやりますということで来ていますけれども、水道課のほうで協議した結果は、前処理も一応リスクはありますよと、両方そういうリスクはあります。

あと、もう1点を、すみません。

8番(前田善成君) もう1点は、今まで膜ろ過だとちょっと難しいんじゃないのといったものに対して、今回は大丈夫になった理由はどういうことですかという。

生活水道課長(高橋孝一君) わかりました。

今回のその部分に関しましては、両方とも業者のヒアリングで、浄水の濁度、要するに浄水した濁度を0.1を保つということを確認していますので、この点はもう業者を信用するしかないの、その辺はできますということを今回、提案に書かれておりますので、それを採用しております。

議長(林喜美雄君) 前田君。

8番(前田善成君) 今さっきの回答だと、じゃなくてこれもともと膜ろ過でプロポーザルをやっているわけじゃないですか。その前に、その膜ろ過のあれの浄水機だとちょっとできませんよというお話があったのに、今回どうして膜ろ過の浄水機で選定したのかというのは、業者の責任じゃなくて課長たちがどうしてそっちを選定したか、その理由をちょっと教えてくれという質問だったので。

それと、ついでなんですけれども、4日と半日とあったんですけれども、半日で問題ないということでもいいのか、その2点をちょっとお願いします。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） 申しわけございませんでした。

水道課のほうで議論した結果、現在のほうも膜は進んできています。昔の当初の膜とはちょっと違うので、その辺はできるという判断をいたしました。

申しわけありませんでした。

8 番（前田善成君） あと4日と半日の違いで、半日というので問題ないのでいいんですね。

生活水道課長（高橋孝一君） 基本的に、1,000度ということでピークカットするので、4日とか半日は関係ないので、そういうやり方をすれば膜もちょっと長持ちするので、そういうやり方をすれば4日と半日とかというのは全然問題はないと。

あと、その場合万が一とまったとしても、その部分は浄水池なり配水池で膜のような能力はあるので、断水までは至らないという経緯でございます。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

10番林一彦君。

10番（林 一彦君） この猿ヶ京浄水場建設の問題につきましては私も一般質問させてもらった関係上、ちょっとここで話をさせていただきますが、昔はそんなに濁度の高いというか濁りの水が出なかったんですけれども、最近の気象状況の変化に伴って、ゲリラ豪雨等が発生しやすくなりました。それに伴いましてすごく濁りの強い、濁度の強い水が猿ヶ京水道に流れるようになりまして、この浄水場の場所は法師温泉の手前にあるところでございますが、その辺の崖が崩れてしまって、非常に濁度の高い水が水道水に流れてしまうという事例がたくさん出ました。

特に、猿ヶ京地区は温泉地でございまして、煮炊きするのにも大変で、もう御飯を煮ると炊き込み御飯みたいな色になってしまうということとか、洗濯物ももう茶色になってしまって、特に小学生、中学生の体操着なんか茶色になってしまって買いかえなければいけないというような問題もあります。また、お風呂なんかをためると本当に濁った水がたまるといことで、これは何とかしてくれというようなお話があって、地区から上がってきた問題であります。

今、猿ヶ京浄水場の水が新治地区のほとんど全部を賄うような形の計画になっておりまして、地域住民、そして観光のお客さんたちの安心安全ということも加味して今回この計画が出たものと私は認識しているんですけれども、これをもってそういった心配が解決して、地元住民、また新治地区の水が安心安全で飲めるということになるというふうに私は確信しているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

現時点、濁度を心配をされていると思うんですけれども、その辺に係る、濁度が出た場

合に係るクリプトスポリジウムとかそういう細菌関係だとかそういうのはクリアできるということで、安心して安全な水を供給できるということと、あと断水もない計画でございますので安心してということで計画させていただいております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 猿ヶ京と東部を統合するというふうなことらしいんですけども、今あるところだと、法師温泉のところから来る水源だけというふうなことになりますけれども、その水源だけで東部のほうも足りるのかどうかということをちょっと。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

今の水量の関係ですけれども、猿ヶ京のほうに今とれる水量としましては約5,500トンありますので、今、計画上4,000トンなので、それで足ります。

それと、東部まで持って来るのにどうするかということなんですけれども、今、猿ヶ京水道が須川の配水池まで行っていますので、須川から今、導水管で東部まで来ています。それを廃止にして、導水管を給水管を変えて行いますので、お金はかからないでそのまま給水が可能ということになります。

以上です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

11番山田庄一君。

11番（山田庄一君） この水道の問題というのは、新治地区にとったら非常に重要な問題でありまして、例えば今、猿ヶ京の浄水場、水量を確保するところの話が出ましたけれども、それは現状で安定した場合にその水が確保できるということだと思いますけれども、さっき林一彦議員から話が出ましたけれども、気象の変化によってどういう状況になるかわからないということも含めて、今は計画が4,000でとりあえず5,000とれるからできるということの話がありましたけれども。

大峰側に関してでも、今、柳沼、堤の水道の場合は営林署の土地をかりてそこから水を引っ張ってきてやっていますけれども、それをずっとあるとは限らないということですから、これはみなかみ町全体の水道計画というのが多分あると思いますけれども、その中で町民が水がないようなことがないように、今は安心だよ、これから大丈夫だよとはっきり言えることではないと思うので、それも含めて、将来的にも含めてしっかりと計画をやっぱり立ててほしいと。水が非常に少ない地域からの住民とすればそういう気持ちはあります。

議長（林 喜美雄君） 答えあるの。

11番（山田庄一君） 1つの意見ですから。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

将来計画はしっかりとした計画を立てて、皆様のほうにまた提案させていただきたいと思っております。進めていかなければならないと思っております。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

3 番鈴木初夫君。

3 番（鈴木初夫君） 現在、あそこは東部水道だと思うんですけども、土地改良区の用水から水を買っているかと思えますけれども、今度この猿ヶ京の浄水場の建設によって、その土地改良区からの水は今度は購入はされなくなるのでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

赤谷川沿岸土地改良用水で、今現在それは東部で使っています。これはでき上がれば土地改良用水は使わなくなります。お金も払いませんということでございます。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、猿ヶ京浄水場建設工事の請負契約締結については、議会運営委員会にも諮りまして、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、猿ヶ京浄水場建設工事の請負契約締結については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第2号 みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第8、議案第2号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第2号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律、これの第6条による番号法の改正におきまして、現条例に条ずれが生じたことに伴い改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。
これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第9、議案第3号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第4号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第3号、議案第4号について一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第3号でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の成立によりまして、養子縁組里親の規定が平成29年4月1日に施行されます。この養子縁組里親規定の施行を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なものは、多様な家族形態に柔軟に対応できるよう、育児または介護休業等の対象となる子の範囲について、養子縁組里親である職員に委託されている児童等に改める改正を行うものであります。

続きまして、議案第4号についてご説明申し上げます。

少子高齢化の進展に伴う育児や介護と仕事の両立支援策として、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律、これが公布され、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援、介護支援にかかわる制度の改正が行われました。この法改正等に伴い本条例の一部を改正するものであります。

改正の主なものは、育児休業を取得できる非常勤職員の要件緩和及び育児休業等の対象となる子の範囲の見直しとして、養子縁組里親である職員に委託されている児童等を加える改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
まず、議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。
次に、議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

議長（林 喜美雄君） これより、議案第3号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。
議案第3号、みなかみ町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（林 喜美雄君） これより議案第4号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。
議案第4号、みなかみ町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(林 喜美雄君) 日程第10、議案第5号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第5号について提案理由の説明を申し上げます。

平成28年10月、一般社団法人みなかみ町観光協会を母体としてみなかみ版DMOがスタートいたしました。この組織は地域に根差したDMOとして、本町の豊かな自然や温泉、また豊富な農作物、観光に関する資源を一元的に取りまとめ、それを戦略的に生かし、発信していく機能を担っております。

このため、一般社団法人みなかみ町観光協会と町の連携をさらに強化し、みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、町職員を当該観光協会に在職派遣させる上で必要となります派遣職員の給与として支給すべき手当を加えるため本条例を改正するものであります。

また、町立月夜野幼稚園と月夜野保育園を統合し、平成28年4月につきよのこども園が創設されました。しかし、当該こども園は設立間もなく、その運営上の課題であります事務管理体制の確立が急務です。したがって、当該こども園の運営を円滑に行うため町による助言や指導等を行い事務負担の軽減策を講ずることが、次世代を担う子どもたちの育成に寄与することに鑑み、当該こども園の運営が軌道に乗るまでの間、当該こども園の運営母体であります社会福祉法人三峰会を町職員の在職派遣ができる法人として本条例に追加しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(林 喜美雄君) 町長の提案理由の説明が終了しました。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番石坂武君。

4番(石坂 武君) 条例の第2条に、職員の派遣について、従来は財団法人みなかみ町農村公園

公社、そして社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会、みなかみ町土地開発公社、群馬県農業共済組合と、それに9月に観光協会、それで今回新たに三峰会ということの説明がありましたけれども、従来、今派遣されている職員の人数、それと、あと三峰会に派遣する、これ入れればということなんでしょうけれども、予定の人数を教えてくださいたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

現在、派遣している職員、観光協会に2名ということですが、こちらについては派遣という形ではなくて、現在、職務専念の義務を解いて業務に当たっているということで業務を行っているところです。

それから、三峰会のほうの派遣人数につきましては、理事会のほうから2名程度というふうなお話はいただいておりますが、こちらについては町の職員の定数とか業務のことを考えまして、今後もう少し考えていかなければいけないというふうに考えております。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

4番石坂武君。

4番（石坂 武君） 今、総務課長のほうのお話の中にもあったんですけども、この3月末、年度末において10人程度の職員が退職をされるということで私のほうは聞いておるわけですけども、新規採用の人数というのが具体的にわかりませんが、もう職員の数が全体的に減っていると、そういうことが現実でありますので、行政本来の、従来の行政事務に支障が出ないように十分精査、検討された中での派遣というようなことで検討させていただきたいと、これは質問でございませぬ。お願いであります。もし町長、何かあるのであれば。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 職員の人数につきましては、長期的にということでこの間、検討を進めてまいりまして、240名体制がほぼ確立できたというところでございませぬ。行政サービスがふえておりますので、外部化の必要性は、これは非常に強いということで、この間も外部化を進めてきたところです。

当然、外部化というものにいろんなものがございませぬけれども、例えば、今はつきよのこども園を廃止して三峰会さんにつきよのこども園をやってもらっていると、ある意味外部化、そこのところが連携のときに当面、人材を派遣したいということです。今、石坂議員のおっしゃいましたことは非常によくわかっておりますし、総合的に勘案しながらやっていかなきゃいけない。ただし、外部化するときにはいろいろな連携と、これも緻密に図っていかなければならないということだと思っております。その過渡期にありまして今、特定してご説明しているところでございませぬので、ご理解賜りたいと思っております。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

5番小林洋君。

5番（小林 洋君） 5番小林です。

この三峰会さん、つきよのこども園だと思うんですが、町内には同じような同業事業者があると思うんですが、そういう事業者に対して、要望があればそれは当然、同等に応えるつもりがあるのかどうかというのをまずお願いします。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど総務課長のほうからお答えしましたように、三峰会さんについては要望があったということをもって派遣を検討したわけでございます。今、小林議員のご質問は、同じような立場の園があると、これらから要請があったらどうするかと。その場に応じて検討していきたいと思っております。

今は人材派遣の件ですが、恐らく小林議員の頭の中にはその他の支援ということもあるんだろうと思います。これらについてもいろいろ言われておりますので、私立のこども園に対してどの水準で支援していくか、これはバランスをとりながら検討していくというのが前提になるというのは重々承知しているところです。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

5 番（小林 洋君） ぜひ、子どもには差がありませんので、もしも要望等があれば。また、黙って何も言わないからといって何も状況を知らない、そんなのがあったのという状況もあると思いますので、制度としてやるのかどうかは別としても、お声がけみたいなものを聞いてみればどうかと思っているんですが、どうでしょう。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのことにつきましては、子育てのためにという説明もさせていただきました。そのような視点からどこまでの支援が必要なのか、これについてはいろいろ相手方と協議しながら議会のほうにご結論いただくという形で進めていくしかないと思っておりますので、今後、課題を検討し、議会にもご提案する機会があろうかというふうに思っております。

議長（林 喜美雄君） 15 番久保秀雄君。

15 番（久保秀雄君） 今、小林議員の質問で、いろんな組織にも支援を広げていきたいと、要望があれば広げたいと、こういう町長の答弁をいただきました。

みなかみ町は、民設民営、公設公営含めて3つのこども園があるんだと思います。どのこども園も運営に苦慮していると、これが実態ではないかと思えます。その結果、今回こういう形で三峰会から要請が来たのかなと、こんなふうに思っております。

幼児教育と、こういうものを考えたときに、このこども園の運営というのは非常に大事なんだと、こういうふうに思っているところです。そういう意味では、これから町がどういう支援をしていくか、どういうふうに幼児教育を捉えていくかと、こういうことが大切になってくるんだと思います。

今回、三峰会がそういう事務処理と、こういうことの中で大変だと、町がそこに派遣をすると。先ほど申し上げたように、同じ組織というのか3つあるわけですから、今回、条例として制定するときに、この特定の組織だけの名称を上げていいのかなと。町内のこども園とかそういう形のほうが誤解を招かないというのか条例とすればベターなのかなと、こんなふうな気もいたします。ぜひその辺の思いを聞かせていただきたいと思えます。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまの久保議員のご指摘です。子育て支援、これは一般的に強化していかなくちゃいけない。今までも議会からもご提案いただき、そのたびごとに強化しておりますが、これは大変重要なことだというふうに思っております。

こども園の運営の話について改めて申し上げますと、国からの運営費の算定基準等がいろいろ変わっております、ある意味町の負担もふやしているというのが現状でございます。ただし、みなかみ町のこども園の状況にありますと、それぞれが非常に広範囲のエリアを持っている。あるいはそこに通園してくる子供たちの移動距離が長いといったようなこともありますし、その間、面倒を見るといったようなことで運営費がかさんでいると、国の基準と多少は違うところがあるんじゃないかというふうには思っています。これらについては今後の検討課題でありますけれども、支援していく必要があることだろうと思っています。

今のことに特定してお答えさせていただきますと、こども園の一般的な運営ということとは当然あります。経営の話もありますが、三峰会から要望があったのは人材を派遣してほしいと。これについては保育園をやっていたのが幼稚園という要素が入ってきて、事務処理等についても非常にふえている。これらのことをカバーするために人材を派遣してほしいという点が1点ありました。したがって、人材派遣の対象にしたということでございます。

そして、名称等を特定せずに横並びで支援するようにするのが条例として整合がとれるんじゃないかというご指摘がありました。人材派遣につきましても、さっき前段で石坂議員のほうに多少お答えしましたけれども、どこの組織を支援するか、そのときの状況に応じて議会のご理解を賜り、特定して書いていくのがいいということで今回、提案させていただいているところでございます。一般的に幅広く派遣できる対象をふやしておくというのも一つの考え方ではございますけれども、今回は必要などところに派遣したいということで個別名称でご提案させていただいたところでございます。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

7番中島信義君。

7番（中島信義君） この条例改正の中では、公益的法人というふうに先が出ております。先ほど町長が一定の期間ということで、ある程度の業務が軌道に乗るまでというような話がありました。

私個人とすると、やはり派遣された人が期間が定まらずに行くと、多分1人の人員としてその機関がもう当てにしちゃっているという部分が出てくるんじゃないかと思います。したがって、こういった派遣するときには、やっぱりある程度の一定の期限、2年なら2年、3年なら3年とかというのも加えてもいいんじゃないかと、そんなふうな気がいたします。

それと同時に、今、この公益的という観点から見ると、いろんなところへ多分派遣されている職員がいると思います。この間の新聞に出ていましたけれども、東日本大震災の被災地でも、今みなかみから多分1名派遣されていると思います。そういった人を含めて、

今、派遣して、派遣先が幾つもあると思うんですけども、そういった派遣先が今言っていたまでとか、あるいはそういう期限というのはあるのかなのか、それも含めてご説明いただければと思います。

議長（林 喜美雄君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

派遣につきましては、基本的に派遣法でまず3年というのが定められておりますので、基本的には3年ということになると思いますが、現在、先ほど中島議員からご質問のありました被災地を含めということで、基本的には1年ごとの更新で最大2年という形でやらせていただいております。1人3年があったかもしれませんが、基本的には最長2年という形でやらせていただいております。

それから、現在、派遣をしている職員、石巻市に1名、それから環境省に1名、それと群馬情報センター、ぐんまちゃん家ですね、こちらに1名という形で派遣をさせていただいております。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

11番山田庄一君。

11番（山田庄一君） DMOの関係、観光協会にも2人派遣するという話なんですけれども、観光の町ですから、多分観光を強化しようということでやっているのかと思いますけれども、観光というのはいろんな考えをもっていろんな発想ができる人がやっぱり必要だと思うんですけども、今回のDMOの組織を見ても、役場の職員と役場のOBの人、ある程度役場での考えの人がほとんどを占めているかなと、普通の理事とかそういうのは別にして。こういう人たちが多分実務も含めて引っ張っていくんだと思うんですけども、その辺のところで素朴な疑問なんですけれども、役場でずっとやっていた人との頭の中で観光というのがやっていくのか、ちょっとこれでいいのかなと。もうちょっと柔軟な発想ができる人が中に入っていたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところはどうお考えですか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） これについては、山田議員も御存じだと思います。みなかみ町の主産業である観光をどう持っていくのかということで、一番最初の検討が始まったのはまちづくりビジョンの中で、観光というのは非常に大きなテーマで始まりました。

そして、その中でさらに観光に力を入れていろいろ分析しようと、大変外部から多くの講師、そういう方もお招きして、なおかつ町内の数多くの方に参加いただいて観光会議、この組織を長く運営して検討しました。非常に熱心に検討していただきました。

その結果と、ちょうど地方創生でDMOというものが上がってきたときが同時でしたので、その検討の中からみなかみ町のDMOがどうあるべきか、観光の振興の責任をどう持つべきかという話があって、それまでの、あえて言いますとビジョンの1年半、観光会議の1年半、それらの検討結果を踏まえてみなかみ町DMOをつくり上げたいと。これでみなかみ町DMOの母体をどこにするんだというときに、町内の関係各組織が議論された中

で、従前のみなかみ町観光協会を母体にするのが一番適切であろうと、あるいはそれなら可能であるという総意をもってみなかみ町観光協会がDMOの母体になりました。

しかし、みなかみ町観光協会、ご存じのとおり従前の組織と役員構成も大きく変わりました。全く新しい組織としてみなかみ町の観光資源を一元的に管理して、それを情報発信していくという組織として立ち上がったはずですが。その機能がまだ十分でないということは、立ち上げ段階だからまだまだこれからだと、人材育成も必要だにご説明しているとおりです。その方向性というのは、ここの間の長い議論の結果を踏まえた方向で、現在のみなかみ町の観光協会は動いてくれている。これについて主体的にみなかみ町観光協会が判断いただいて進めていただいているというふうに承知しております。

議長（林 喜美雄君） 11番山田庄一君。

11番（山田庄一君） 同じような出身の母体の中でのものを考えていくと、やっぱり同じような方向、気持ちのいい意見でそっちのほうの方向に持っていっちゃうという可能性があるんじゃないかと。その中に、やっぱり観光というのはいろんな発想力とか企画力とか引っ張っていく方法とか、民間で育ってきた人たちとの考えというのは当然違ってくると思うんです。

その辺のところも含めて、それは組織の中でいろんな実務をやらなくちゃならないから、その部分で役場の職員がその任務に当たっているというのも、それはわかります。新しい組織ができてこれから頑張っていこうというのも、それはいろんな会議の中で高いう形になったというのも、今の町長の説明もわかるんですけども、その中でせっかくできた組織なんだからうまく活用してくるのには、同じ方向ばかり見ている人ばかりじゃなくて、その中で違う意見が言える人、違う方向に持っていこうという人がいないとうまくいくのかなという心配を今、聞いたわけです。それはどうですか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） もちろん自立的組織としてみなかみ町観光協会にやっていただいているということでもあります。その方向性については、先ほど申し上げた諸般のところでは方向づけをしてあるというふうに思っていますし、先ほど申し上げたように、その検討過程において民間の方、外国の方、世界的な観光をやっている方、それらの方々のヒアリング、あるいはレクチャー等を受けて進んでいるということでございます。

現在の運営の実務に当たっているという人間が役場職員の派遣ということがあるので、役場の色が強すぎないかというご指摘だと思っています。ただし、先ほどの派遣の中でご説明していますように、やはり事務能力、あるいは町との連携ということになると、町職員の派遣というのは一つの方法であろうというふうに思っています。いずれ自立した段階において、町職員は派遣の対象から外すということは当然、先ほど三峰会でご説明しましたように観光協会でも同じようなことがあろうかというふうには考えています。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

山田君、関連。

11番（山田庄一君） 関連。

議長（林 喜美雄君） では。

11番（山田庄一君） じゃ、そうすると、今回の2人が派遣されたポストというのは、これは今の

DMOを新しくつくった組織がしっかりした中での2人の派遣ですけれども、これが慣例となるんじゃないなくて、これは将来的には組織の見直しの中で検討された中では、もうちょっとこういう人がほしいなといったときには、それはそういうポストにつくということでもいいわけですか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） これにつきましては、みなかみ町観光協会という自立した組織の判断の中で、ポストを用意して町の職員に来てほしいという形ですから、今の組織にはまっています。これらについてはその協会の判断というのが当然のことで、協会の判断で協会内における役職等については決まっていくと。それに対して町として引き続き支援する必要があるかどうかその時点で判断するという内容だと思います。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

16番小野章一君。

16番（小野章一君） この件に関しまして、幼児教育については大変大切なものだというふうに思っております。

そんな中で、先ほども出ましたDMOの職員派遣のときにいろいろ議論がなされたと思うんですけども、やはり公務員法の中で派遣を公益的法人に派遣をするときにはというところで、非常にあれなんですけれども、やはり利益を伴うところの派遣、今回は三峰会ということの提案でありますけれども、やはりそこについてはここにあります第4条について、この関係については、派遣については要請されたという中での対応ということはまだ今後の経営方針が整うまでということだと思いますけれども、やはりここにあります派遣職員のうちということの中で、全ての管理手当等を含めて100分の100を給与として支払うんだというところについては、やはり公益的法人に派遣をするという中では大変ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。

思いとその給料の支払い方については、本来でありますと公益法人が十分機能するところであればそこから給料をいただくというのが今回の派遣の趣旨だというふうに思っておりますけれども、その辺のところの見解をお願いします。

議長（林 喜美雄君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

今回、条例改正をする中で、この給与について、現状の条例ですと今おっしゃいますように管理職手当であるとか勤勉手当、こちらはここに含まれていないわけです。こちらを今回含めさせていただいて、派遣する職員の給与等を安定させたいという思いがございますので、今回、改正をさせていただくということでございます。

一応、派遣先とすると、公益的法人ということで一般社団法人、あるいは一般財団法人等も含まれますので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 16番小野章一君。

16番（小野章一君） 今回、提案されている内容につきまして、三峰会が主なものというふうに思っておりますけれども、この健全経営を図るためにということの派遣ということは理解は

できるわけでありませぬ。

どういふふうな形で入るかということになりますと、やはりこの三峰会自身が理事制をとっているというところにも1つあると思ひます。理事制というものは、理事が決定したのものについて実行をします。そこにどういふふうには役場の職員が、派遣されたからそこに没頭していただくわけですけれども、当然町との連携も必要とは思ひますけれども、そこら辺の難しさもあるのではないかと。

また、逆に町の要望等が理事会の中で承認されて、それが健全経営に結びつけられるのであればそれも一つかなというふうには思ひておりますけれども、その辺の見解もお願いいたします。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今ご指摘のありました三峰会もそうですし、それぞれの組織、理事制のもとで運営されているという組織がたくさんございます。当然それらのところの判断、これについては理事会のもとで判断されると、当然のことだと思ひています。

今ご指摘のありました、あるいは先ほど観光協会のことについて山田議員からお話がありましたように、理事が決定したといつても、職員の影響力というのは大きいんだらうと、これは現実としてあると思ひています。そのときに、どの組織においてもやはり職員は職務を遂行するに当たって経営体の考え方、すなわち今の言葉でいえば理事会の決定というものに従って業務をやる。これは当然のことだらうと思ひています。

今、個別具体的に三峰会の話で申し上げますと、理事会のほうからいろいろなご要望が町に来ているということについても事実ですし、町としては職員をどうするのではなくて、理事のご要望、理事会からの申し入れ等に関して連携をとらせていただいているというのが現実です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第5号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

議長（林 喜美雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時といたします。
（10時47分 休憩）

（11時00分 再開）

議長（林 喜美雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議案第6号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第11、議案第6号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第6号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うために、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年1月28日にそれぞれ公布されたこと、また特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布されたことに伴い税条例改正しようとするものであります。

主な改正内容は、軽自動車税における環境性能割が新設されたことにより、軽自動車税を種別割に改正、法人税割の税率9.7%を6.0%に改正、延滞金に係る地方税法改正に伴う規定整備、認定特定非営利活動法人を特定認定特定非営利活動法人に名称変更する規定の整備、消費税増税の延長に伴う住宅ローン控除制度の適用期限延長等の改正であります。

なお、施行日は附則にそれぞれ規定したとおりであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 2条関係で、軽自動車税の税率の改正なんですけれども、34条の4で法人税の割合が100分の9.7から100分の6.7に変更されるんですけれども、町内を見た場合にこの影響というのはどうなんでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

法人税割の税率が9.7から6%に変更になります。平成27年度の決算の法人税割税額が9,279万3,000円で、うち12.3%が5,293万9,000円になりますので、6%になると2,582万3,902円という計算になりますので、町で実質的に減額になるのが約4,200万この法人税割の27年度の決算数値で試算すると減額になります。ただ、国の法律改正のほうでこの減額分については全額国費で補填するという法律改正になっています。ですので、法人税割は減りますけれども、町の収入としては変わらないというような法改正になっているという内容です。よろしくお願ひします。

議長（林喜美雄君） ほかにありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 国の支援で町の実質的な変更はないということなんです。これは継続的ということでもいいでしょうか。

議長（林喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

国のほうで補填するという内容ですが、何でどう補填されるかというのはまだ具体的には示されておりません。それがどういう形でどう国費で補填され、またそれに伴って継続かどうかというのは今現在はお答えできません。

これが施行されるのが、附則にも書いてある平成31年10月1日以降の決算年度の施行なので、まだこれから先検討されていく内容だと思います。よろしくお願ひします。

議長（林喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第7号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第12、議案第7号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本議案は、公営住宅法第33条第1項の規定に基づく住宅監理員につきまして、町営住宅管理条例の中でその任命範囲が町職員に限られているものを改正しようとするものであります。

町営住宅の管理方法については、平成27年3月議会においてご議決をいただき、平成27年10月1日より群馬県住宅供給公社へ管理を委託しているところであります。町営住宅の管理をより適切かつ迅速に、そして安心安全に遂行するため、直接管理をつかさどる住宅監理員について、町職員のみでなく群馬県住宅供給公社の職員も住宅監理員に任命できるように、今回条例を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありますか。

13番、原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 住宅監理員の人の現在は3人以内ということで何人かということと、これか
らどういうふうにするのかということ。

議長（林 喜美雄君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

住宅監理員につきましては、3名以内ということで町の職員の中から1名を現在、任命
させていただいております。

これからの先でございますけれども、住宅供給公社新治支所の支所長がこの任をつかさ
どるという形ということ想定して今回、条例改正をご提案させていただいております。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第13、議案第8号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

群馬県では、中小企業者への支援策並びに小口資金にかかわる返済負担の軽減策として、制度融資の借りかえ制度及び借りかえ条件の緩和、さらには融資期間の延長の特例措置を実施してきましたが、景気情勢などを踏まえ、平成29年度においても引き続き実施することとなりました。

小口資金融資制度については、群馬県と町村とが協調、連携していくべきものであることに鑑み、みなかみ町小口資金融資促進条例の附則第3項中、平成29年3月31日を平成30年3月31日に改正し、借りかえの対象となる企業債務の終期を1年延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(林 喜美雄君) 日程第14、議案第9号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第9号についてご説明申し上げます。

本条例中、第11条で権利の譲渡等の禁止が規定されております。ただし、例外規定として受湯者の親族に譲渡もしくは相続をする場合、法人の場合合併等により消滅した法人と同等の使用目的で合併を存続する法人が使用する場合についてのみ継承が認められております。

この継承については、第12条で継承権利料10万円と規定されておりますことから継承の手続はほとんど進んでおらず、利用と手続の実態が乖離している状況がございます。今後、整理を進めていく必要があるため、前述したとおり継承権利料がその支障となっているため、地域の実情並びに経済状況に鑑み、第12条第2項の全文を削除し、継承手続を促進していこうとするものであります。

なお、温泉運営委員会において協議を行い、この方向で承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(林 喜美雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第11号 みなかみ町吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

議長(林 喜美雄君) 日程第15、議案第10号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてから議案第11号、みなかみ町吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第10号及び第11号について一括して提案の理由をご説明申し上げます。

いずれも国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正に伴い、事業負担金の償還先でありました独立行政法人緑資源機構の名称が平成29年4月1日から国立研究開発法人森林研究・整備機構に変更となるため、負担金等徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(林 喜美雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番(原澤良輝君) 濃密生産団地関係だと思うんですけども、この徴収条例に基づいて、返済が滞っている件というのはまだあるのでしょうか。

議長(林 喜美雄君) 農政課長。

(農政課長 田村雅仁君登壇)

農政課長（田村雅仁君） お答えいたします。

濃密生産団地につきましては2件事業がございますが、そのうち1件につきまして滞っているような状況でございます。

議長（林喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

議長（林喜美雄君） これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議長（林喜美雄君） 議案第10号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（林喜美雄君） これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町吾妻利根区域濃密生産団地建設事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について（みなかみ町上毛高原駅前駐車場）

議長（林 喜美雄君） 日程第16、議案第12号、指定管理者の指定について（みなかみ町上毛高原駅前駐車場）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

上毛高原駅前駐車場は、平成26年12月に供用を開始し、北毛の玄関口として利根沼田や吾妻の地域住民と観光客に駐車スペースを短時間の利用以外については有料で提供しているところであります。これまでの運営は、清掃や料金徴収を観光協会へ業務委託しながら町が直営として行ってきたところであります。

このたび、本駐車場を今まで以上に利用しやすく、あわせて本町を訪れる方をもてなす環境づくりを進めるため、みなかみ町観光協会を指定管理者として指定したく、地方自治法第244の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、みなかみ町観光協会は、DMO候補法人として観光庁より登録を受けていること等に鑑みまして、本施設の運営による指定管理者の収益は観光振興、地域振興に活用する旨を協定書に明記する予定であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありませんか。

7番中島信義君。

7番（中島信義君） この指定管理については別に反対するものではありませんが、駐車場そのものが台数が限られているということで、先日たまたま入ったときに、お客さんだと思うんだけど、県外ナンバーなんですけれども、入るは入ったけれどもとめるスペースがなくてうろうろしたという現状がありました。たまたま私はそこで、すぐここを出るからということでそこに1台入ってもらったんですけれども、もう1台はスペースがあくのを待ってというような現状が見受けられました。そういったことの改善策というのは現在考えているかどうか、ちょっとお願いします。

議長（林 喜美雄君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 宮崎育雄君登壇）

総合戦略課長（宮崎育雄君） お答えします。

改善策、ちょっと今、その方法がどういうものがあるかというのは浮かばないんですけども、現実的にはあきスペースを何か表示で知らせるということはかなり難しいのかなというふうに思います。それなりの設備を導入すればやってできないことはないんでしょうけれども、導入するコストもかかりますので、その辺も十分考慮しながら今後、検討してまいりたいというふうに思います。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

16番小野章一君。

16番（小野章一君） この指定管理につきましては、相当数の、町が建設して二、三年たつと思う

んですけれども、相当数の人が利用していただいているのかなというふうに理解しているところなんです。そんな中で、今までの1年間の収入とその管理費についてお願いしたいと思えますけれども。

議長（林 喜美雄君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 宮崎育雄君登壇）

総合戦略課長（宮崎育雄君） お答えします。

平成26年12月から供用されているところなんですけれども、初年度は、すみません、27年度は5万1,200台、収入が1,092万1,200円ございました。平成28年度12月末現在なんですけれども、3万9,848台、978万4,810円の収入がございました。

それから支出なんですけれども、平成27年度でございますが、合計で92万8,911円の支出がございます。それから28年については、夜間の警備を一部委託しておりますので、予算額としましては251万7,000円の支出を予定しております。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 16番小野章一君。

16番（小野章一君） 先ほど町長のほうから提案理由がありました。これだけの、1,000万からの収益が上がっているということでございます。これについては公益性、地域の振興、観光振興ということに充てたいということでありまして。もともと観光協会については、観光振興に当たってそれなりの補助金が行っております。なおかつということは、これはほかの指定管理団体においても同じことが言えるんですけれども、収益が上がったときにはということ。

ただ、指定管理の利点については、やはり町が町の職員を1人なり2人置いて、それで運営がなかなかできないというところに経費の節減という意味ではそういったものということと、あと1点は、その経営に携わる、それに対しての理解があるとか知識があるというようなものを優先して指定管理に当てるとということが基本的な考え方かなというふうに思っております。

については、後閑駅前駐車場と月決めの駐車場と全て町がやっているわけでありまして。そんな中で、これについての収益されたものについては先ほど言ったとおりでありますけれども、なぜ総務課、観光課、その近くに今回4月から開所される改善センターの農政課、なぜできないのかなと、そういうふうに思っております。

この建設について、または使い方についての理解は、それはわかるんです。何も支出する場がないんです。先ほど言われた1年目については約1割の管理費、2年目については二百何万という形でちょっと多かったですけれども、これは除雪等についての経費も膨らむことというふうに思っておりますけれども、やはり指定管理をなぜするのかという趣旨もあるんじゃないかなと。

それと、そんなにこれは大変なことの管理ではない。だから収益が出る。それを観光振興に使うということはわからないでもないんですけれども、一つは観光振興費として財団である観光協会に対して補助金を町が払っている、それは理解のもとです。についてなお

かつということは、やはりこれについて1年間運営するに当たっては、やはり700万か800万の収益が出るということの部類だと思いますけれども、趣旨については理解しますけれども、そこら辺のところの考え方をお伺いしたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問、お話の中にもありました。先ほど申し上げたようにDMO。DMOというのは今、日本版だとかみなかみ版だとかいう言い方をしていますけれども、理想としているのは地域のことについて、特に観光についてはマネジメント、管理運営からマーケティング、市場化、これを全部やっていくんだと。理想形とすれば自立できる組織ということです。

例えば、議員の何人かとも一緒しましたけれども、ニュージーランド等においては、いわゆる観光担当部署が役場を離れて自分たちで負担金を取り、その中で観光振興を全部やっているというような形が日本版DMOという議論をされたときにベースにあります。したがって、できる限り自立に向けてというようなことはあります。その中で、収益事業、これを観光誘客であるとかその他のことで上げていかなきゃいけないわけです。そういう意味でいうと、先ほどご説明しましたように上毛高原駅前の駐車場については観光客の利用等も多いということですので、そういう施設かなというふうには思っております。

ただし、これについてはもう今ご指摘いただいて、なおかつ説明の中でもわかりますように相当の収益が上がっているの、これをDMOの自立財源にしてもらいたいという気持ちは強くあります。

その他の施設管理の話についてもお話がありました。ただし、先ほど実務として現在もう観光協会にやっていただいていると言ったように、立地的には観光協会の所在するすぐ前の駐車場でございますので、現実の管理として非常に適切な組織であろうというふうに思っています。

小野議員のご指摘、わかった中であえてご説明させていただいた面もございます。みなかみ版のDMO、みなかみ町観光協会を順調に育てていくためには各課の支援が必要だと。その支援のあり方として、補助金で支援するというのも来年度もあります。先ほど言ったように人材派遣で支援するというのもあります。このような形で、いわゆる自主財源的なものをつくっていくという形での支援、これらを総合的に考えているのが現況でございます。

議長（林 喜美雄君） 16番小野章一君。

16番（小野章一君） 要するに、その収益については、この財団法人である観光協会については800万なり幾ら上乘せされるということで観光振興に充てるということ、これからDMOの自立に向けてということの財源だということでもあります。

いろいろ全体を考える中において、やはりつくってもらうときは補助金があり、そういったもの必要とあれということの中でいろいろが建設されるわけでありまして。については、赤字を出さないようにということでそれぞれが運営をしていただいているわけでありましてけれども、やはり800万円という額になりますと、行政が使うときになりますと赤字の場合も現ナマでございます。収益のときも現ナマで来るということになると、額は800

万とすれば、約2,400万の有効性があるんだと、町ですが。

これは観光協会への補助金は補助金として、そういうふうに私は理解するわけですが、財団法人の観光協会に行った場合には、この800万円が、仮にですけれども、それが利用されると。ただ、行政が利用するに当たっては、やはり3割負担だとしますと2,400万円の事業ができるんだということをぜひ理解していただきたいというふうに思っております。

議長（林 喜美雄君） 要望でいいですね。

16番（小野章一君） いいです。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

15番久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 今、小野議員の質問の中で、相当な収益が上がってくると。実質的に観光協会というのかDMOに対しての補助金なんだと。最近の行政の中の動きを見ていくと、大変わかりづらい手法をとってきているなど、そういうふうに自分自身は感じています。東京都の小池知事が言っているように透明化と、誰が見てもわかりやすいと、これが一番いい方法なんだと、こんなふうに思っております。

そういうことで見れば、町長が先ほど言われたように観光、それからDMOの樹立に向けて支援をすると、そういうことでいけば直接的というか町から補助金と、今3,000万ぐらい、トータルでというと4,000万ぐらい行っているんだと思いますけれども、それを上乘せしてやると、そのほうがわかりやすいのかなと、こんなふうに1つ感じているところであります。

それともう1つ、指定管理を出したときに維持管理、何か機械の故障だとか修繕だとかあったときには、50万以上については町と協議して町が負担しますよと、こういう一つの取り決めがあるのかと思います。今回もこの指定管理を出すに当たって、年間の管理費が一口でいって200万ぐらいかかるんだと思います。そうすると、その管理料も含めてすべて向こうに管理をしてもらおうと、これが一番わかりやすいんだと思うんです。そうじゃないと、管理費は町が持っています、収益はみんな向こうに行きますと、そうするとそこで幾ら上がっているんだか、幾らかかっているんだと大変わかりにくくなっていくので、観光振興と、こういう思いで出すんだとすれば、その辺のところも含めて検討して決断をしていただきたいと、こんなふうに考えています。

以上です。

議長（林 喜美雄君） お答えありますか。

総合戦略課長。

（総合戦略課長 宮崎育雄君登壇）

総合戦略課長（宮崎育雄君） ただいまの質問の関連でお答えいたします。

指定管理者のほうから収支予算書というのを今、出してもらっております。収入については大体1,000万円程度を見込んでおります。支出については、年間約220万円程度を見込んでもらっております。

それから、日常の維持管理なんですけれども、これやはり土日の利用がかなり大きいと

ということがございまして、観光商工課、それから本庁の課も土日は不在ということになってしまいます。観光協会においては土日も職員が在籍するというところでございますので、その辺も含めまして観光協会に指定管理をすることがやはり利用者にとっても有益だろうということで指定管理者を選定した経緯がございます。

以上です。

(「管理費について」の声あり)

総合戦略課長(宮崎育雄君) すみません、続きまして、観光協会のほうで支出を200万円を予定しているということは、その管理費ということでございます。

それから、そのほかに突発的に起きる修繕等についても、協定書の中で50万円が適当なのか、30万円が適当なのか、その辺は協議をしまして、修繕についてもそれ以下の修繕については観光協会のほうで修繕をしていただくような、そういう協定の内容にしていきたいというふうに考えております。

議長(林喜美雄君) ほかにありませんか。

5番小林洋君。

5番(小林洋君) その関連もあるんですけども、駐車場の機械類とかその辺の減価償却といえますか、その辺も含めて向こうが今後考えていくのか、マンションじゃないですけども、修繕積立金じゃないですけども、そういう形で何かもう全体的な機械を入れかえるときには町がやるのか。基本的には町がやるということでもいいんですか。であれば、その辺の修繕対策費みたいなものは町のほうでいただいてもいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(林喜美雄君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 宮崎育雄君登壇)

総合戦略課長(宮崎育雄君) 考え方としては、そのような考え方はあるんだと思います。ただ、これは一般会計で公共施設として整備をしたという経緯もございまして、公営企業会計ではないというようなそういう位置づけでございます。その辺のところを考慮しますと、やはり設置費については一般会計のほうで設置をするというのが基本的な考え方だというふうに思います。

ただ、収益性が非常に高いということもございまして、その辺については今後よく勉強させていただきたいというふうに思います。

議長(林喜美雄君) 小林洋君。

5番(小林洋君) それで、さっき中島議員のほうからの質問もあつたんですけども、本来そのキャパ、機械に50台だったら50台のキャパの登録をしておくと、もうそこで満車という表示が出たりとか、そういう状況になっているんですか。そのところをちょっとお聞きしたいんですけども。そういうことができるのであれば、そういう先ほどのことは発生することがおかしいのかなと思うんですけども。

議長(林喜美雄君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 宮崎育雄君登壇)

総合戦略課長(宮崎育雄君) お答えします。

先ほど中島議員のご質問のときに、ちょっと難しいという発言をしたんですけども、残り何台というようなそういう表示をするのが難しいのかなという趣旨で発言をいたしました。満車の場合にはカードは出ないということになっておりますので、きっちり満車ということになっていけばカードは出ないんですけども、たまたま今、除雪をしていて、雪が残っているようなところは車がとめられないような状況になっておりますので、そういう場合にはカードは出てしまう、ゲートはあいてしまうということがございますので、その辺も指定管理者に極力こまめに除雪をして、そういうことがないように申し伝えたいというふうに思います。

議長（林 喜美雄君） 小林洋君。

5 番（小林 洋君） ぜひお願いします。利用者にとって一番何がいいかというところもあると思いますので、指定管理者のほうには、経費的にお金をかけて直さなくちゃならない部分とかというのもあると思いますけれども、その辺の話し合いのほうもまたよろしく願います。

議長（林 喜美雄君） 6 番林誠行君。

6 番（林 誠行君） 先ほどの中島議員の意見なんですけれども、私、後閑駅前と上毛高原、同じ機種ではないんでしょうか。私、後閑駅前にとめようとしたら、満車ですというアナウンスが流れてチケットも出なかったという経験をしたんですけども。

議長（林 喜美雄君） だからそういう経験をして、その後質問はどういうふうな。

6 番（林 誠行君） そういう経験をしたから、中島議員みたいなことはないんじゃないかなと思ったものですから、すみません。

議長（林 喜美雄君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 宮崎育雄君登壇）

総合戦略課長（宮崎育雄君） すみません、今、前に担当した課長にも聞きましたら、機種は何か違うみたいでございます。

以上です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

16 番小野章一君。

16 番（小野章一君） 先ほど土日祭日等についての管理についてあったんですけども、これは毎日管理できれば一番いいと思いますけれども、やはりこの関係については、恐らく上毛高原の駅のところには防犯カメラもあるということの中で、料金徴収についてのデータというものをあの中に残されるのではないかなというふうに思う観点があるとすれば、料金については日曜日は幾らありましたということで月曜日にわかるということだというふうに理解してよろしいんでしょうか。データは残っているということをお聞きしたいですけれども。

議長（林 喜美雄君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 宮崎育雄君登壇）

総合戦略課長（宮崎育雄君） 土日、平日等のデータを分析しようというふうに思えば、収集したデータの中でそれは分析はできると思います。

ただ、先ほど申し上げた趣旨は、やはり使っていますといろいろな細かな問題が起こる場面がございます。そういったときに、どうしても人が近くにいたほうがいいという趣旨で、土日は観光協会の職員があそこにいることは利用者にとっても非常に便利だという趣旨でご発言をさせていただきました。

議長（林 喜美雄君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、指定管理者の指定について（みなかみ町上毛高原駅前駐車場）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 議案第12号、指定管理者の指定について（みなかみ町上毛高原駅前駐車場）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（林 喜美雄君） 起立多数であります。

よって、議案第12号、指定管理者の指定について（みなかみ町上毛高原駅前駐車場）については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 町道路線の廃止について

議案第14号 町道路線の認定について

議長（林 喜美雄君） 日程第17、議案第13号、町道路線の廃止についてから議案第14号、町道路線の認定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第13号及び第14号について一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、町内の道路につきまして、現在認定されています町道のうち22路線を廃止し、新たに27路線を認定するものであります。

議案第13号では、月夜野地区の都市計画道路関連の整備を理由に7路線、国道291号及び県道関連の整備を理由に8路線、砂防及び急傾斜地などの整備を理由に2路線、その他の理由を合わせまして計22路線、総延長7,336.84メートルを廃止するものがあります。

議案第14号で、先ほどご説明申し上げた廃止路線のうち18路線を起点または終点を変更して再認定するとともに、月夜野地区の都市計画道路関連の整備を理由に3路線、県道廃止を理由に3路線とその他の理由3路線、合計9路線を新規に認定し、再認定路線と合わせて27路線、総延長7,952.54メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 13号のT-1061というのと、14号のほうの1061-2と1が新たに認定されているんですけども、その他の理由に入ると思うんですけども、この理由をお願いします。

議長（林 喜美雄君） 13号は廃止だよ、廃止のほう。

13番（原澤良輝君） 廃止のほうで1061が載っかっているんですけども、その端が1061と1061-2ということで認定のほうにも載っかっているの、たまたまそっこのほうは関連があるので説明しただけで。高原千葉村の反対側の道路なんですけれども。N-1061。

議長（林 喜美雄君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） 申しわけございません。N-1061号、路線名で言いますと大田和広河原線の廃止の関係でよろしいでしょうか。

これにつきましては、現在、車道としてカウントできない部分につきましては管理がちょっと難しいことから、交通止めをさせていただいている箇所でございます。実際に未供用箇所であることから、その未供用箇所の延長の2,082.7メートルを廃止をさせていただき、前後の部分につきましては車が通れる箇所がございますので、その部分について再認定をさせていただくというような作業を今回お願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

議長（林 喜美雄君） これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

議長(林 喜美雄君) これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議長(林 喜美雄君) それでは、ここで暫時休憩いたします。再開を1時とします。

(11時56分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(林 喜美雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第18
- 議案第15号 平成28年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
 - 議案第16号 平成28年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第17号 平成28年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第18号 平成28年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 議案第19号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

について

議長（林 喜美雄君） 日程第18、議案第15号、平成28年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第19号、平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第15号から第19号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第15号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,516万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億2125万9,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費1億8,119万7,000円の増額は、ふるさと納税推進事業1億171万1,000円及びふるさと応援基金管理事業1億8,000万円の増額、普通財産除去整備事業2,910万円及び真沢の森木質バイオマスボイラー設置事業4,160万8,000円の減額が主なものです。

2項徴税費86万2,000円の増額は、固定資産税、都市計画税賦課徴収事業75万7,000円及び町税収納管理事業71万6,000円です。

3款民生費では、1項社会福祉費721万5,000円の減額は、敬老祝い金支給事業254万7,000円、老人保護措置事業360万1,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金事業309万7,000円の減額、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業567万5,000の増額が主なものであります。

2項児童福祉費528万円の減額は、子育て支援団体活動奨励事業350万円が主なものです。

4款衛生費では、1項保健衛生費297万7,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金事業2,531万4,000円の増額、町有墓地維持管理事業1,300万円の減額が主なものです。

6款農林水産業費では、1項農業費1,432万3,000円の減額は、経営体育成支援事業350万円及びはばたけぐんまの担い手支援事業705万円の減額、小規模農業生産基盤保全整備事業100万円の増額が主なものです。

2項林業費3,101万5,000円の減額は、里地里山保全整備事業751万1,000円及び林道小日向線改良事業1,200万円が主なものです。

7款商工費では、2項観光費132万1,000円の増額は、谷川岳エコツーリズム推進事業です。

8款土木費では、2項道路橋梁費1,841万6,000円の増額は、道路除排雪事業4,500万円の増額、除雪機、除雪車等整備事業2,798万4,000円の減額が主なものです。

4項都市計画費1,935万6,000円の減額は、水上地区街並み環境整備事業760

万円及び湯宿地区街並み環境整備事業510万円が主なものです。

5項住宅費2,693万2,000円の減額は、旅館・ホテル耐震改修事業費補助金交付事業2,573万2,000円が主なものです。

9款消防費では、1項消防費250万円の減額は、自主防災組織育成事業です。

10款教育費では、4項高等学校費3,000万円の減額は、利根沼田学校組合地方公税交付事業です。

6項社会教育費704万3,000円の減額は、矢瀬遺跡保存修復事業です。

8項学校給食費81万1,000円の増額は、新治給食センター管理運営事業です。

12款公債費では、1項公債費8,708万7,000円の減額は、地方債元金償還事業7,223万3,000円及び地方債利子償還事業1,485万4,000円です。

財源となる歳入補正の主な内訳ですが、地方交付税6,431万5,000円の増額は、普通交付税です。

寄附金1億8,164万9,000円の増額は、ふるさと寄附金1億8,000万円が主なものです。

町債2億950万円の減額は、過疎対策事業債9,130万円及び合併特例事業債1億1,820万円です。

また、平成28年度から29年度への繰越明許は、第2表のとおりであります。関係機関や地元等との調整に不測の日数を要した事業等、年度内に事業が完了できないため、総額で5億9,386万8,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第16号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,384万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,735万1,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款保険給付費5,618万5,000円の減額は、一般被保険者療養給付事業2,408万5,000円及び退職被保険者等療養給付費事業3,330万円の減額、一般被保険者高額療養費事業1,520万円の増額が主なものであります。

3款後期高齢者支援金等5,000万円の減額は、後期高齢者支援金事業です。

7款共同事業拠出金6,815万7,000円の減額は、国保高額医療費等拠出金事業4,545万6,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金事業2,270万1,000円です。

8款保険事業費249万8,000円の増額は、人間ドック等検診費助成事業です。

11款諸支出金300万1,000円の増額は、一般被保険者療養給付費等負担金返還金事業であります。

財源となる歳入補正につきましては、国民健康保険税3,520万円、療養給付費交付金4,730万円、共同事業交付金2,659万7,000円及び繰入金6,474万6,000円の減額であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第17号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,550万円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金300万円の増額は、後期高齢者医療広域連合負担金事業です。

4款保健事業費50万円の増額は、健康診査事業です。

財源となる歳入補正につきましては、諸収入50万円及び繰越金609万7,000円の増額、繰入金309万7,000円の減額であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の補正内容であります。

次に、議案第18号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,528万6,000とするものです。

歳出補正につきましては、3款地域支援事業費975万円の増額は、通所型サービス事業875万円及び訪問型サービス事業100万円です。

財源となる歳入補正につきましては、繰越金975万の増額です。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第19号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,920万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,159万4,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款下水道事業費6,890万円の減額は、公共下水道猿ヶ京分区長寿命化事業2,500万円、流域下水道建設費負担事業1,380万円及び流域下水道維持管理費負担事業1,910万円が主なものです。

財源となる歳入補正につきましては、国庫支出金1,950万円、繰入金385万6,000円及び町債5,585万円の減額です。

また、明許繰越につきましては、地元関係者等との調整に不測の日数を要したため、1億454万円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

議案第15号から19号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第15号、平成28年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第19号、平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上5件について、質疑以降については後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、平成28年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第19号、平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ

いてまで、以上5件について、質疑以降については後日の本会議において審議することに決定いたしました。

- 日程第19 議案第20号 平成29年度みなかみ町一般会計予算について
 議案第21号 平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
 議案第22号 平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第23号 平成29年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
 議案第24号 平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
 議案第25号 平成29年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（林 喜美雄君） 日程第19、議案第20号、平成29年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第25号、平成29年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第20号から25号まで一括してご説明申し上げます。

議案第20号から順次説明させていただきます。

一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億4,000万円と決めました。前年度対比4.3%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億4,391万円は、議員報酬、地方議会議員共済会負担金等であります。

2款総務費21億6,487万4,000円は、総務管理費が19億1,107万4,000円で、主な内訳は職員人件費等の一般管理費8億2,720万5,000円、企画費3億2,245万7,000円及び地域振興費2億4,602万9,000円であります。また、その他の主なものは、徴税費1億7,144万9,000円及び戸籍住民基本台帳費6,051万1,000円であります。

3款民生費27億1,522万3,000円は、社会福祉費が18億2,299万8,000円で、主なものは障害者福祉費4億4,569万8,000円、介護保険費4億1,977万7,000円及び後期高齢者医療費3億9,976万2,000円であります。また、児童福祉費8億9,218万6,000円は、児童手当費等の児童措置費2億3,146万9,000円及び保育等施設費5億2,830万5,000円などであります。

4款衛生費14億1,494万6,000円は、保健衛生費5億3,907万5,000円及び清掃費6億2,759万5,000円などであります。

5款労働費1,610万6,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費8億4,091万円は、農業費が6億7,784万5,000円で、主なものは農業振興費1億1,465万8,000円及び農地費3億2,221万5,000円

です。

7款商工費5億4,696万7,000円は、観光費が4億6,980万6,000円で、観光振興事業等の観光総務費2億3,956万7,000円及び観光施設費1億146万3,000円などであります。

8款土木費17億5,695万円は、道路橋梁費が8億7,808万7,000円で、道路維持費2億694万6,000円及び除雪費2億6,100万4,000円などあります。都市計画費6億3,874万5,000円では、主なものは都市整備費1億3,964万7,000円及び公共下水道費4億1,943万6,000円であります。

9款消防費5億6,266万7,000円は、利根沼田広域消防運営費負担事業3億4,378万2,000円が主なものであります。

10款教育費17億2,561万9,000円は、小中学校トイレ改修事業等の教育総務費2億9,668万7,000円、利根沼田学校組合（利根商）教育施設整備費補助事業等の高等学校費5億6,212万4,000円、保健体育費2億9,006万4,000円及び学校給食費2億2,320万4,000円が主なものです。

12款公債費21億9,840万9,000円は、町債の元利償還及び一時借入金利子であります。

13款諸支出金328万5,000円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税35億1,550万円、地方消費税交付金3億7,000万円、地方交付税49億円、国庫支出金8億3,778万1,000円、県支出金7億5,294万1,000円、繰入金10億1,663万7,000円及び町債15億7,290万円であります。なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財対策等を参考として、また町税等の自主財源については過去の実績や最近の傾向に基づき算出したしました。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について、平成30年度以降の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債であります。第3表のとおり、総額は15億7,290万円です。臨財債5億5,000万円、過疎債8億680万円及び合併特例債2億1,190万円などあります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第21号についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,100万円と決めました。前年度対比1.8%の減であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費18億8,493万8,000円は、療養諸費16億3,778万5,000円及び高額療養費2億3,414万5,000円などです。

3款後期高齢者支援金等3億9,005万7,000円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金であります。

7款共同事業拠出金6億9,969万6,000円は、市町村間の平準化を図る目的での

国保連合会への拠出金であります。

財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税5億7,000万円、国庫支出金6億5,747万5,000円、前期高齢者交付金6億4,077万7,000円、共同事業交付金6億9,969万5,000円及び繰入金4億1,012万7,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第22号についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,000万円と決めました。前年度対比3.1%の増であります。

歳入の主なものは、1款総務費541万4,000円は、総務管理費145万1,000円及び徴収費396万3,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億4,572万2,000円は、保険料及び事務費等負担金であります。

4款保健事業費843万4,000円は、健康診査事業であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,016万4,000円、繰入金1億114万8,000円及び繰越金949万8,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第23号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,100万円と決めました。前年度対比0.4%の増であります。

歳入の主なものは、1款総務費3,497万円は、総務管理費958万1,000円、徴収費346万5,000円及び介護認定審査費2,172万8,000円などであります。

2款保険給付費23億円は、介護サービス等諸費20億1,020万円、介護予防サービス等諸費1億3,110万円、高額介護サービス等費4,715万円及び特定入所者介護サービス等費1億258万円が主なものであります。

3款地域支援事業費1億2,395万円は、介護予防事業8,719万7,000円及び包括的支援事業費3,343万7,000円などであります。

財源となる歳入の主なものは、保険料4億8,596万4,000円、国庫支出金6億1,288万9,000円、支払基金交付金6億6,836万円、県支出金3億6,049万4,000円及び繰入金3億7,596万1,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,900万円と決めました。前年度対比18.8%の減であります。

歳入の主なものは、2款下水道事業費3億5,372万5,000円は、公共下水道費9,433万円、特定環境保全公共下水道費6,501万3,000円及び流域下水道費1億8,308万4,000円などであります。

3款公債費4億7,400万円は、長期債償還元金及び利子であります。

財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億5,018万円、繰入金4億1,9

43万6,000円及び町債1億8,630万円であります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第25号についてご説明申し上げます。

水道事業会計の収益的収入では、水道事業収益4億2,100万円の主なものは、水道料金及び一般会計補助金であります。

収益的支出では、水道事業費用4億円の主なものは、営業費用の動力費、職員人件費及び減価償却費となっており、営業外費用では企業債利息であります。

資本的収入では、水道事業資本的収入3億3,000万円は、企業債1億530万円、国・県補助金6,946万9,000円、補助金4,993万1,000円及び出資金1億530万円であります。

資本的支出では、水道事業資本的支出4億2,400万円は、建設改良費3億1,047万円及び企業債償還金1億1,353万円であります。

猿ヶ京浄水建設工事の継続費につきましては、継続費に関する調書のとおりであります。

以上が水道会計の概要であります。

議案第20号から25号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、後日連合審査会が設けてありますので、詳細についてはそちらでお願いをしたいと思います。ここでは大枠のところの質疑とさせていただきます。

議案第20号、平成29年度みなかみ町一般会計予算について質疑はありませんか。

14番、高橋市郎君。

14番（高橋市郎君） ただいま町長の提案理由の説明があり、この分厚い予算書が提案されたわけでありまして、職員の皆さん、本当に知恵を絞ってそれぞれの事業提案をされ、また継続の事業等々あるというふう感じておるわけでありまして。

よろしくご審議の上、ご決議いただきたいと町長おっしゃいました。まさに我々が10日の日に連合審査という形で審査をするわけでありまして。そうして、よく町長おっしゃっているとおり、議会が議決してくれたことを私たちは執行する立場だと常におっしゃっています。まさにそのとおりだと私も思います。この予算書の事業を執行し、また執行をなし遂げることが町民の幸せにつながるのだという信念のもとに職員総出で予算案を練り上げたということだと思っております。

しかしながら、昨年度非常に悲しいなと私が思う事案がありました。金額の大小はさておき、町民に密着した事業を私たちに説明も相談もなく事務レベルで、多分職員レベルだと思うんですけども、私何回もこれを言っているから皆さんあきれられるかもしれないんですけども、本会議で言うのは初めてですのでお許しをいただきたいと思っております。

昨年、回覧板1つで事業を取りやめにした事例があります。細かい点については連合審査で申し上げたほうがよろしいかな、そうでないと議長に怒られるから、なんですけれども、何の、特別の事情があるとか事態が変わったとかということがあれば、それはやむを得ないということだと思っておりますけれども、首をかしげている人がいるから具体的に言い

ますけれども、桃野小学校のプールの開放の問題です。

おわかりになったと思うんですけども、こちらにいらっしゃる、一番前に座っていらっしゃるお二方はよくわかっているかと思うんですけども、私もうっかりしていて、そのことについては鈴木初夫議員からご指摘をいただいて、お前知っているだろうと言われてたけれども知っていなかったと。とっくに回覧板が回ったんだと。

回覧板1つで取りやめにするようなことをされたと、するということ、議会が真摯に議論をして審査をして、議決を最終日にするわけですけども、そういうことをしたって簡単に回覧板で取りやめるようなことを職員がしたということは、事は小さいと受けとめるか大きなことと受けとめるかは受けとめ方の違いだと思うんですけども、その過程というものは、その当時の職員並びに地域の人が大変なご苦勞をしてそういう経緯に達したというものを知ってか知らずか知りませんが、そういうことがあった。

町長はそのことに対して、そういうことが積み重なると議会の決議、また議会を軽く思う、また軽く考える職員がいるという事態に私はなるのかなというふうに危惧をしているところであります。そういうことを踏まえて、今の町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘がありました。議案書、予算の内容については議会にお諮りし、議会で決定いただいています。その中には各課の事業が含まれております。個別特定してあるものもあれば一般的に書いてあるものもあります。全てについて議会のご承認をいただいて、それで予算が成立しているのご指摘のとおりだと思っています。

そしてまた、今お話がありました。それぞれの事業の執行に当たっては、それぞれのところで状況の変化があったり、それぞれのところで様子が変わったことがあります。これらについて執行しないということもあり得ることですけども、そのことについては執行しないということも含めて議会と相談すべきだと、そのご指摘はそのとおりだと思っています。

逆に言いますと、執行上ふやしたいというときには個別事業についても補正予算の確保で議会にお諮りしているわけですから、減額的なものについても当然、議会の審議を得るべきだというご指摘はそのとおりだと思います。

個別、今ご指摘いただいたことについてここでは申し上げられませんが、そういうことがないようにこれからも予算執行に当たっていくことは、当然の事だと思っておりますので、この辺につきましては新年度予算についてもご審議いただく中でご議論いただき、その結果を尊重して進めるというのはいつも言っているとおりでございます。改めて気をつけるようにしたいと思っています。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

3番鈴木初夫君。

3番（鈴木初夫君） 平成29年度予算141億4,000万円、前年比5億8,000万円の増額となっていますが、増額の主なものは基金を取り崩した繰入金と起債と思われます。税収の伸びは認められず厳しい予算編成であったと感じました。ことしは選挙もあり、予算の

増額も理解はできますが、27年度決算において連結公債費比率が県下ワースト1もしくはワースト2であったのではないかと考えております。ぜひ健全財政を保っていただきたいと思っております。

そこで、せっかくここへ立たせてもらったので1つ、ページが247ページなんですけど、月夜野総合グラウンドトイレ等整備事業6,880万円の関係なんですけど、これについては町民が非常に望んでいたトイレの関係なんですけど、6,880万円という相当すごいのが、金でできているようなトイレができるんじゃないかと思っております。それに付随して、これ等がありますので、その6,880万円の内訳を教えてくださいたいと思っております。

議長（林喜美雄君） 町長。

町長（岸良昌君） 今の数字については、担当のほうで確認いたします。

全般的なお話をさせていただきます。

全体的な予算が141億ベースです。これについて対前年からいうとプラス方向になっています。これについては、この間も議会からもご指摘がありました。みなかみ町発足以来、町債は返し、町債の総額については減少傾向にあり、その中でも臨時特例債であるとかいうものはまた別ですし、さらに合併特例債、あるいは過疎債等特別の支援のあるもの、これがふえています。したがって、いわゆる一般的な町債については非常に勢いで減っているというのはご承知のとおりでございます。

こういう中において、つまり繰入金、あるいは基金の取り崩し等がありますけれども、今はそういう対応をすべきではないかというご議論、議会でもあったと思っております。そして認識としましては、今、地方創生、地方創生については国の交付金等で各般の検討は進めております。いつも繰り返し言っておりますように、地方創生については全住民が状況についての的確に理解をし、自主的な、自律的な努力において地域の活力を上げていくように努めていくと。つまり、自分たちで財源を考えてやっていかなきゃいかんと、そういう時期です。地方創生の総合戦略に書いてありますように、なるべく早く手をつけることが必要だという点が多々あります。そんな点を配慮しながら財政が回る範囲内でやってきているというのが現実でございます。

実質公債費比率、これについて、みなかみ町の実質公債費比率がどういうペースで下がっているかということには何度もご説明してまいりましたけれども、そのところはもうそれほど下がっていかないだろうと。他の町村に比べてみなかみ町が群馬県内でワースト1であると下から2番目であるとか、それは取り崩し等を含めて財政が回っている限り構わないだろうと思っております。県下で実質公債費比率が高いということについて、それほど危機感を持つ必要はないというのが私の認識です。

今、一言だけありました選挙というのは全く関係ないと思っております。4年に1回来るのか5年に1回来るのか、議員さんの選挙がその間に入るのか、そういうことを考える必要があるかないか、全く予算構成とは関係ない。必要な事業について積み上げて、財政がある程度の範囲で回るということについて認識して進めたのが今回の予算編成であります。

なお、予算について増額規模で動くということについては、先ほど申し上げた町債の状況、あるいは基金の状況等についても、使う時期ではないかというようなご指摘を議会で

もいただいておりますし、それらを総合的に判断してつくった全体の予算概要になっております。

議長（林 喜美雄君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） 総合グラウンドのトイレの整備関係についてのご説明をさせていただきます。

総額につきましては6,880万円という予算内容となっております。内訳でございます。まず建築確認申請等、それから工事関係の設計監理の委託料等、工事請負費としましてトイレ、それから更衣室、それからトイレにかかわる下水道本管へまでの圧送管設置等々を見込ませていただいている内容となっております。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 詳細については連合審査がありますので、大枠のところでの質疑を受けたいと思います。

14番高橋市郎君。

14番（高橋市郎君） もう1点お尋ねをしたいと思います。大枠になるか細くなるかと、自分にとっては大枠だと思って、全員の課長がいる中でないと、連合審査になると分けてくる場合があるので、ここで質問させていただきたいと思うんですけども、昨年の12議会のときに、みなかみ老人福祉センターの継続の請願が出ました。

そのいわゆる付託を受けたのが厚生常任委員会だったんですけども、たまたまあその施設の存続という内容だったのでそうだったんですけども、本来、その施設を使うのは文化団体だとかボランティア団体とか老人クラブだとか25団体が使うという状況の中で、総務課長が施設管理、今の一般、何だっけ、とかで総務課長が説明には来たんですけども、本来この趣旨というものは、そういう文化団体だとかの社会教育団体が活動の場をなくさないでくれというのが本来の趣旨だったなと今になってというかその当時から思っていたんですけども、私も失敗したなど思っているんですけども、本来この内容については教育委員会が根本的な解決策を見出すのが当然だというふうにあの当時思ったんです。

総務課長は、暫定的にほかの施設を利用できるようなことを考えるというようなことで説明があったんですけども、根本的な解決策はその当時見いだせなかったと、私自身反省をしているわけなんですけれども、この内容を見て教育委員会が社会教育、または生涯教育という観点から、本来なら横のつながりの中で総務課長なり町民福祉課長が教育委員会の管轄だぞと、何とか考えたほうがいいんじゃないのというのがあってしかるべきじゃないかなと今、考えているんですけども。

予算書には老人センターの運営費が計上されているようなんですけれども、暫定的にもう1年というようなことになってしまうのかなと。根本的な解決策を教育委員会、教育長、どういうふう考えているか、教育長のほうからご答弁いただければありがたいです。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） お答えさせていただきます。

今、議員さんからおっしゃられたように、その施設を活用する団体が教育委員会関係、文化団体等があるということですのでけれども、そういったことについて他の課、総務課を初めといたしまして他の課としっかり連携、情報交換、共通理解をした上で、やはり教育委員会としてもそういった団体等が活用すべき場所等を確保してやることを大事にしながら、ではどういったところをどのように活用できるように今後、検討するかということについては当然、他の課との調整も必要ですので、今後も連携を図らせていただいて研究、検討をさせていただくという方向で考えたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（林 喜美雄君） 総務課長、どうぞ。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） すみません、補足をさせていただきます。

老人センターにつきましては、先般、当然厚生常任委員会で請願を採択いただいたということを受けまして、先般、老人センターを利用されている団体の代表者にお集まりいただきまして、意見交換をさせていただきました。この間行ったところでございますので、まだ内容をちょっと整理していないというところがございますので、この辺を整理させていただいて、改めて関係する課と協議を重ねたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、平成29年度みなかみ町介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

次に、議案第25号、平成29年度みなかみ町水道事業会計予算について質疑はありま

せんか。

(「なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第20号、平成29年度一般会計予算についてから議案第25号、平成29年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでの以上6件について、質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、平成29年度一般会計予算についてから議案第25号、平成29年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでの以上6件について、質疑以降については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

散 会

議長(林 喜美雄君) 以上で本日の議事日程1号に付された案件は全て終了いたしました。
以上、散会いたします。

(13時53分 散会)